

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○根本委員長 基本的質疑を行います。

この際、昨日の岡田克也君の質疑に関連し、長妻昭君から質疑の申出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。おはようございます。よろしく願いをいたします。

今日は、パネルについては、新潟五区の米山隆一さんにお手伝いをいただくことにしております。そして、総理、昨日のやり取りを聞いておりました。やはり、旧統一教会と呼ばせていただきましたが、総理の本気度が問われていると思うんですよ。

ちよつと気になる点を、質問権ということですが、けれども、お尋ねしますが、これは立憲民主党を含めて野党ヒアリングというのをずっとやっていると、この間何十回と。そのときに文化庁の課長さんと呼ぶと、ずっと一貫して、解散請求は、要件の一つで法令違反とあるんですね。その法令違反は刑事に限ると。刑事の確定判決が旧統

一教会本体に出ているからできないんです、こういう解釈をしているんですよ。この解釈を変えない限り、幾ら調査しようが何しようが解散請求できないんですよ。これは解釈を変えたんですか、総理。

ちよつと、総理に聞いていますから、これちゃんと全部資料を渡しているんだから。

○岸田内閣総理大臣 宗教法人の解散事由については、平成七年に東京高等裁判所が示し、そして平成八年に最高裁判所で確定した判決において考え方が示されております。

その中に、法人の代表役員が法人の名の下で取得した財産や人的、物的組織等を利用して行った行為であること、また、社会通念に照らして当該法人の行為と言えること、そしてもう一つ、刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するものであること、こういった要件を満たし、それが著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為、又は宗教団体の目的を著しく逸脱したと認められる行為であることが客観的な事実として明白であることが必要、こうした考え方が示されており、刑法等の実定法規、このように記されています。これをどう解釈するのかということでもあります。

いずれにせよ、今の旧統一教会の問題につきましては、民法において組織的な不法行為と認定された事例が二件あるという状況であります。

こうした状況の中で、具体的な実例をしっかりと積み上げていくことが重要であるということから、こうした報告徴収、そして質問権の行使、こ

れを行うことが必要であると判断し、この手続に入ることを決した次第であります。

○長妻委員 これは重要なことなんです、そうすると政府は解釈を変えたんですかね。

その刑法等には、民法の使用責任は入らないと明言されているんですよ、文化庁の課長さんは、国対ヒアリングの場で、何度も何度も。

そうすると、刑法等の等の中には、民法の使用責任、今おっしゃったように認められましたよね、本体の、これも含まれるという解釈でよろしいんですね。そういうふうに変えたということでは、よろしいんですね。

○根本委員長 文部科学大臣永岡桂子君。ちよつと、解釈なので。（発言する者あり）じゃ、永岡君、まず答弁してください。その後、総理に。

○永岡国務大臣 答弁をさせていただきます。宗教法人法の第八十一条に定められました宗教法人の解散事由につきましては、ただいま総理もおっしゃいましたように、平成七年のオウム真理教の解散命令事件の際に東京高等裁判所が示し、最高裁判所で確定した決定において、その考えが示されており、所轄庁といたしまして、解散命令の請求を行うに当たりまして、当該決定を踏まえる必要があるかと考えます。

今後、旧統一教会について明らかになった事実を踏まえて、当該決定に示されました要件に該当すると判断した場合には、宗教法人法に基づき厳正に対処をしたいと考えております。

具体的には、法人の代表役員等が……（発言す

る者あり）

○根本委員長 簡潔にお願いします。

○永岡国務大臣 法人の名の下で取得をした財産や、人的、物的組織等を利用して行った行為であること、そして、社会通念に照らして、当該法人の行為と言えること、そして、刑法等の事実規定の定める禁止規範又は命令規範に違反するものであることといった要件を満たし、それが著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為……（発言する者あり）

○根本委員長 大臣、簡潔にお願いします。

○永岡国務大臣 又は宗教団体の目的を著しく逸脱したと認められる行為であることが客観的な事由として明白であることが必要との考え方が示されていると承知しております。

以上です。

○岸田内閣総理大臣 先ほど申し上げた、平成八年の最高裁で確定した判決において示された考え方、これは政府としても考え方は変わっておりません。

先ほど申し上げましたように、その考え方の中に刑法等となっているわけですが、そして、今回……（長妻委員「民法入るの、民法、等に入るの」と呼ぶ）ちよっと待ってください。今回、こうした報告徴収、質問権を行使する手続に入る理由として、先ほど申し上げました、二件の民法における組織的な不法行為を認定した判決があることと加えて、今回、合同相談窓口においても、千七百件の相談が寄せられました。その中には、警察等につないだ案件が含まれております。こうした警察

につないだような案件の中に、今言った刑法を始めとする様々な規範に抵触する可能性はあるんだと認識しております。それも含めて手続に入つたということでありませぬ。

従来の最高裁で示された考え方、政府は引き続きそれを踏襲しております。

○長妻委員 何で私、これは非常に重要なことなんでしょう。なぜかという、旧統一教会の本体については、刑事的責任が確定判決で問われていないんです。周辺の関連の会社、法人には、刑事的責任が確定判決で問われたケースはあるんですね。ところが、本体には、刑事責任が問われたのはないんですよ。

総理、疑いといっても、もし、では、国が今から刑事的訴追をして、そして確定判決が出るまで相当時間かかるわけですよ。ですから、私が言っているのは、文化庁の課長さんが言っている、一貫して言っている政府の解釈を変えない限り、永久に解散請求できないんですよ。だから、そこが核心なんです。

だから、総理は、先ほど判例は踏襲するとおっしゃいました。その判例には刑法等と書いてあるんです、等、等の中には民法の組織的不法行為は入りませぬ、こういうふうには政府は明言しているんです、何度も国対ヒアリングで。等に、では、民法の組織的不法行為は入るといふふうに解釈を変えてやるんですねということを知っているんですよ。

○岸田内閣総理大臣 先ほども申し上げたように、政府としては考え方は変えておりませぬ。

だからこそ、先ほど申し上げました、千七百件の相談事例の中に警察につないだ案件があると。こうした事態を受けて、より実態を把握するため報告徴収、質問権の行使、これが必要であると認識をして手続に入ったということでもあります。

○長妻委員 そうすると、総理、民法は入らないということだとすると、結局何年かかるんだという話なんですか。

相談で刑事的な問題も来ているというお話ありました、刑事的な訴追を受ける疑いの事例も。それは法令上は確定判決なんです。じゃ、それを警察が捜査して、そしてそれを起訴して、そして裁判で相当争えば最高裁まで行くでしょう。そこで確定判決が出て初めてということになっちゃうわけですよ、民法を認めないと。これは何年かかる、三年、四年、五年かかりますよ。

総理、昨日、誰も野党の人間が聞いていないのに、総理が明覚寺は解散請求から解散命令まで三年かかったというふうにおっしゃったわけで、そういう長いスパンを総理は考えておられるんですかね。これは刑事だけに限るといふことは変えないんですか、解釈。

○岸田内閣総理大臣 昨日、オウム真理教の例、そして明覚寺事件の例を挙げたのは、殺人罪で起訴された案件でも七か月かかった、そして、詐欺罪が確定している案件であっても三年かかった、こうした事例を挙げて、よって、より今回の件についても事実をしっかりと積み上げる必要があると考えたからこそ、今回、報告徴収、質問権の行使に踏み切つたという説明をさせていただいた次第

です。

是非、この手続を進める上からも、報告徴収、質問権の行使は重要であると認識をしております。

○長妻委員 これは、解散請求、解散命令というのが最大の予防なんです。本場に、被害者の方も十人も立憲民主党、お会いしました。自殺者も多いんです。生活保護になっておられる方も多いんです。防がなきゃいけないんですね。

そういう意味で、もう一回お尋ねすると、重要なことなので。じゃ、刑事的な確定判決に限定するということでもよろしいんですね、この解散請求の法令違反という解釈は。

○岸田内閣総理大臣 先ほど来申し上げているように、平成八年の最高裁の判決で示された考え方をこれを維持しているということでありませぬ。

○長妻委員 そうすると、刑事的確定判決に限定されるといふ解釈ですね。

○岸田内閣総理大臣 判決の中で示されているように、刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するものであるという考え方、これを踏襲していると申し上げております。

○長妻委員 じゃ、禁止規定と命令違反というのは、民法の、今おっしゃった不法行為ですね、組織的、これは入らないという理解ですね。

○岸田内閣総理大臣 おっしゃるように、民法の不法行為、これは入らないという解釈であります。

○長妻委員 これではつきりしました。今はつきりしました。私は、これは信用できません、この質問権含めて。

つまり、これは被害者弁護団の方々も声明を出

して、別に、法律には法令と書いてあるんです。別に民法も刑法も何にも書いてないわけですね。

それで、今の判例もオウムの判例なんです。つまり、刑事的事件の判例に書いてあるだけの話なので、そういう解釈に固執する限り、刑事的訴追して確定判決が出る、それも幾つも出る、それを待つということになるので、私は、何年もかかるというふうに思わざるを得ないんですね、総理。

これは総理の本気度が問われますので、駄目ですよ、これ。解釈をもうちょっと整理していただきたいということをお願いします。

それで、ちよつと次の質問に入りますが……

○根本委員長 総理が答弁したいとおっしゃっています。大丈夫ですか。

○長妻委員 そうですか。じゃ、どうぞ。

○岸田内閣総理大臣 過去の例を見ても、日数がかかるからこそ、今回の案件についても事実関係を積み上げる必要があるという問題意識から、この手続に入っているというわけであります。

是非、できるだけ迅速に手続を進めるためにも、この報告徴収、質問権の行使、迅速に行っていくたいと考えております。

○長妻委員 今のはちよつと反論になっていないんですね。

私が申し上げているのは、刑事に今こたわるわけですね、民法は駄目だということなので。そうすると、今、旧統一教会の本体には、刑事的な確定判決というのはいないんですね。周辺にはありますよ、周辺の団体には。だから、一から今からやると何年もかかると言わざるを得ないんですね。

ですから、本気度が問われるということをおっしゃるわけですね。

ちよつと角度を変えて次の質問に入りますが、統一教会関係のネットでの会議というところの発言録が流出したという報道がありました。

その報道によると、旧統一教会の関連団体の幹部の方が、今いろいろ統一教会が言われていることについて説明をしているわけですが、内部の会議で、こういうことをおっしゃっているんですね。今の状況を御説明するために、ファイアウォール、防火壁について御説明したいと思えます、何かトランプがあったときにその責任が団体に及ばないようにするために壁を設けているということですね。

つまり、本体である旧統一教会、本体に、宗教法人に行かないように、ファイアウォールという表現で、防火壁、いろいろな関連団体を周りに置いているんだ、こういう話なんです、総理。

だから、結局は、本体を質問するというのもいいでしょう。しかし、本当に連携しているいろいろな問題を起こしているのは関連団体なんです。全部今、報道でも関連団体ばかりじゃないですか、政治工作も、あるいはいろいろな販売も、いろいろな問題も。

だから、昨日もここでもやり取りがあったと思いますが、政府は、質問権は本体しか質問できないんだよ。つまり、関連団体を、これは宗教学人じゃないですから、いろいろな法令を駆使して、いろいろな大臣がおられますから、調査する、これを検討して指示するんだということを、総理、

是非本気度を示していただきたいです。

○岸田内閣総理大臣 当然のことながら、法律に基づいて、その法律を最大限駆使して実態把握に努める、こうした姿勢を政府としても取っていきたいと考えております。

○長妻委員 もちろん、法律にのっとってやる、これは当然だと思います。

ですから、繰り返しですけれども、本体しか質問権は届かないんですよ。本体は、知らぬ存ぜぬとおっしゃるでしょう。関連というのは、いやいや、それは信者さんがやっているものだよ、こういう話になる可能性は高いんですよ、総理。ですから、関連の会社とか、いろいろな法人があるわけですね、組織が。それは、もちろん法律に基づかなきゃいけないけれども、いろいろ検討して、何ができるか検討してみる、そこまできちんと答弁いただきたいんですよ。是非お願いします。

○岸田内閣総理大臣 まず、法律に従う、法的なデュープロセスをしっかりと踏んでこの手続を進めることが、その報告、あるいは質問権の重みを確かなものにすると考えています。それはそれでしっかりと進めていきたいと思えます。

そして、その中で、その関連団体につながるようなものがあれば、それはまた情報収集、実態把握に努めていくということになると考えます。

○長妻委員 ちよつと腰が引けていますよね。

関連団体は宗教法人じゃないわけで、ですから、法令に照らしてどういうような調査ができるかどうか検討するということを前向きに是非答弁いただきたいと思えます。

○岸田内閣総理大臣 質問については、おっしゃるような部分も含めて実態に迫れるような質問をしなければならぬと思います。ですが、その手続として宗教法人審議会に質問事項等をしつかり確認した上で行う、その手続はしっかりと踏んだ上で適切な質問を行っていかねばならないと思っております。

○長妻委員 いろいろ法令を調べて、関連団体にも直接何らかの調査や働きかけができるかできないか検討するぐらいも言えないんですよ。これじや、ちよつと本当に、時間稼ぎというふうに言われても仕方ないですよ、総理。それでなくても、自民党は相当癒着していたわけですから、そういう、ほとぼりが冷めれば、また、きちつとした対応はまあそこそこしようというふうなことでは困るわけなので、そういうふうにも見えていまずよ、いろんな世論調査で。是非お願いします。

そして、法律を提出いたしました。我が党立憲民主党と日本維新の会、議論をして合意したものを各野党に呼びかけて、今国会で国会法改正案、臨時国会の召集期限を二十日以内にする、立憲民主党、日本維新の会、共産党、有志の会、社民党、れいわ新選組、これは昨日、我が党の岡田幹事長が質疑をいたしました。

そして、これは先週の金曜日、通園バス置き去り防止法案、提出をいたしました。これも立憲民主党、日本維新の会、共産党、社民党でございます。これ、金曜日に提出したら、事前に政府にもいろいろ申し上げていたところ、政府は、今まで通園バスは補助金については全額ではなかったも

のが、我が党の法案は全額補助ということになっているので、事実上全額というふうな昨日おっしゃいました。これは法案を出した成果だと思えますが、ただ、足りないところがあります。後でちよつとそれは議論します。

そして、今議論している旧統一教会、悪質献金被害救済法案、これは昨日提出いたしました。これも先週水曜日、我が党と日本維新の会で法案、合意しました。そうしたら、非常に政府の動きが急ピッチになって、昨日の朝ですか、報告書が出た、法案も改正するというような話でございました。やはりこの法案が非常に政府の後押しになっていることだと思います。

この悪質献金被害救済法、ちよつと説明を申し上げますと、まずその前に総理にお伺いしますが、昨日おっしゃっていた法律の改正、これは、もちろん今臨時国会に提出するということでのしいんですよ。

○岸田内閣総理大臣 政府が考えている法律の見直し、それについては、準備ができたものから順次提出をしていきたいと考えています。（長妻委員「今国会」と呼ぶ）いや、今準備を進めております。作業を進めて、今国会を念頭に準備をこれから進めてまいります。

○長妻委員 今国会念頭というのは、今国会に出すということですね。

○岸田内閣総理大臣 法律の準備状況を確認して、できるだけ早く提出をさせるということでありませう。

○長妻委員 消費者庁の官僚の方とお話しします

と、今国会は出せませんとおっしゃっておられました。来年の臨時国会だと、また先延ばしになりますよ。今国会で決着をつけたいというふうに思っています。

政府は消費者契約法の改正というような趣旨をおっしゃっていますが、これは限界があるんです。ちよつと新しい枠組みをつくらなきゃいけないですね。

政府に抜けているところ、重要などころ、三つほどあるんです、我が党の法律にはあつて。それをちよつとお尋ねしますが、一つは、非常に大きいのが、いわゆるマインドコントロールといいますが、そこから抜け出していない方、その方は自分が被害者というふうには思っておられない。ただ、周りの家族が大変なことになる。その場合はお手上げなんです、政府の発想だと、本人が気づかなければ、これが最大の焦点なんです。

我々は、もう二か月以上、専門家の皆さんと相当な濃密な議論をして、家族等が本人に代わって取り消すことができる。これは当然、特定財産損害誘導行為というのを、厳密にマインドコントロールを条文で規定をした上でですけれども、これは家庭裁判所が認定します。御本人の状況を家庭裁判所が見て、専門家も入って、家庭裁判所が認定すれば、これは特別補助人というふうに御家族等がなって、そして本人に代わって取り消すことができる、こういうことなんです。相当慎重にしております。取り消す行為も、普通のお買物なんかはできるんですけれども、特定の団体への特定の行為だけに限定して御家族等が取り消すこと

ができる。

相当議論に議論を重ねて、憲法にも抵触しないようにつくり上げたものですが、これ、取り入れていただけませんか。

○岸田内閣総理大臣 先ほど、政府としても法律の見直しを考えているということを申し上げましたが、御党から出された法案を拝見いたしますと、そこ重なる部分ももちろんあります。しかし、その中で幾つか政府として問題点を感じている部分があります。そのうちの一つが、今御指摘になられた部分であると思っております。

第三者が契約等を取り消すことができる特別補助制度、これは、精神上的の障害による判断能力の低下といった事情がない者についても本人の同意なく憲法上の財産権が制約されるなど、人権侵害となってしまう可能性があるといった課題があると承知をしております。

これは、政府における有識者会議においてもこの議論はありました。ただ、この問題点について、より議論を深めていかないと、十分に対応できるのか、そして今言ったような問題点をクリアできるのか、こういった議論があつたと承知をしております。

もちろん、御党の提案、法案、是非参考にさせていただきます。ただ、今言った点についても議論を深めなければならぬと思っておりますし、また、法案の中でも一つ、困難状況惹起行為、これは定義が曖昧ではないか、こうした指摘があります。救済されるべき被害者をしっかりと救済対象として捉えられるか、こうした懸念が

あるという指摘もあります。これらについてももう少し議論を深めなければいけない点ではないか、このように認識をしております。

いずれにせよ、政府として、できる法律の見直し、これはできるだけスピード感を持ってやりたいと思っておりますが、今言った点等については議論を深めたいと思っております。

○長妻委員 総理、随分ゆつくりしたような話ですね。第三者による取消しというのは本丸なんです。これで苦しんでいるんですよ、多くの方が。我々の法案に対していろいろ意見を言っていた、もちろんいいです。我々も、この条文を全く変えないでのみ込めなんて言っているつもりはありません。それは議論しましょう。そして、いいところを取り入れてください。我々の法案も修正していただいていいんです。

それと、加えて、政府にないのが刑事的責任。我々は、特定財産損害誘導行為をした人は、当然取り消せるけれども、民事的に、刑事的にも、警告、命令、立入りということで、言うことを聞かない場合は刑事罰というようなことが政府には抜けておりますし、そしてもう一つは、契約でないもの、つまり、喜捨とか布施とか、寄附や契約と取られないケースは政府は対応できていないんです。これについても対応できるように相当知恵を絞って入れましたから、総理。

ですから、是非、本当に一刻の猶予もないというふうに私も強く感じておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。是非これは今国会で何としても成立したいというふうに思い

ますので、是非よろしくお願いします。

○岸田内閣総理大臣 いろいろ政府の対応について足りない点も御指摘いただきました。

寄附等については、特商法を始め、様々な法律の中で考えていくべきであると我々は思っております。

刑事罰については、特商法には罰則があるわけですが、消費者契約法にはない、こういったことでもあります。ただ、こうした刑罰を付すというのであるならば、なおさら先ほど言った点はしっかりと確定をしておかなければならない、こうしたことであると思います。是非議論を深めていきたいと思えます。

いずれにせよ、まず、これは議員立法でありますから、国会において議論を行っていただく、これがスタートであると思っております。

○長妻委員 何か国会に投げるような、国会もやりませうけれども、ただ、総理、閣法というか、政府の中で改正するとおっしゃっているんだから、責任を持って政府も案を出してくださいよ、これを取り入れて。いろいろ、いいですよ、言っていたら何にもできないんですよ。消費契約法の改正だけだったら不十分なんです。是非お願いしますよ。そして次ですね、もう一つ私もいろいろ調べて驚くんですが、旧統一教会と安全保障の重大な問題があるのではないかとという問題提起です。

これは米国の諜報機関である米国防情報局、DIAの文書、これは米国ジャーナリストのロバート・パリール氏が入手したDIAの文書、これが

情報公開法で入手した資料ということなんです。配付資料に原本をつけておりますので御覧ください。

ここで書いてありますのは、統一教会の教祖が、一九九一年に四千五百億円を、一九九三年に三百万ドルを北朝鮮に寄附した、こういうようなこととございます。いろいろ被害弁護団の方なんかにもお話を聞いても、そういうことがあったんだろうと。その後も、いろいろな合併企業を売却したり、いろいろなお金の流れがあるんじゃないかと。御存じのように、統一教会というのは多くの献金が日本人信者からのものなんです、財源が。

それが、ミサイルを造っている、今、日本にも、五年ぶりですか、日本をまたいでミサイルを撃ってきた、この北朝鮮に流れている。私は、これは安全保障上の問題でもあるんじゃないかと。

そしてもう一つ、これは一九九四年なんです、日本の商社を通じロシア潜水艦購入か、北朝鮮とということ、北朝鮮が日本の商社を通じてロシアからゴルフ2型という弾道ミサイル搭載可能の潜水艦を購入したというものなんです。これはニューヨーク・タイムズのスクープでございます。ニューヨーク・タイムズもつけております、配付資料に。

これは、当時、日本の四人の従業員の小さな商社を通じて、この四人の商社というのは、その後分かるんですが、全員が統一教会の関係者というふうに言われております。

それで、これについて韓国での国会答弁があるんです。これは、二〇一六年八月二十九日とい

えば、私が承知していませんのは、北朝鮮がSLBM、潜水艦から弾道ミサイル発射、成功したのが二〇一六年と承知しておりますが、その二〇一六年の韓国での国会で、国防部長官がこういって答弁をされているんです。北朝鮮は、九〇年代中盤から旧ソ連製のゴルフ級の潜水艦を導入してSLBM技術を獲得し、二〇〇〇年代初めから金正日の指示で開発に着手しました、こういうふうに答弁があるんです。

これは分かった範囲で今お話ししているんですが、やはり、いろんな専門家に聞くと、氷山の一角なんじゃないのか、その後もいろいろなことがあるんじゃないのかと。お金の流れ、さつき申し上げました。

これ、総理、重大な関心を持つてちよつと調べてみませんか。いかがですか、総理。

○岸田内閣総理大臣 まず、資金の流れの方ですが、御指摘の報道があるということを知っております。そして、旧統一教会に限らず、いかなる出どころの資金によるものであれ、北朝鮮による核・ミサイル開発、これは我が国及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できないということですね。

その観点から、二〇〇六年以降の累次の国連安保理決議に基づく措置として、北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う送金、送金の受取、資金取引等を禁止し、また、一九九八年以降、我が国自身の措置として、北朝鮮向け支払いを原則禁止するなど、必要な措置を講じております。こうした取組を継続し、実効性を高め

ていくことが重要であると認識をしております。それで、委員は、こういう例があるのではないかと、これについて調べるといふことを考えていないかという質問であります。今言った我が国の措置の実効性を高めることについて、まずは一度点検をしなければならぬと思えますし、過去の例については、関係国との連携等において何ができるのか、これは考えてみたいと思っております。

それで、もう一つ、潜水艦の方は、防衛大臣の方から答弁をさせていただきます。

○浜田国務大臣 済みません。お答えさせていただきます。

とにかく、今回の情報については、御指摘の点については我々も認識をしておるところであります。こういったことに対して、平素から我々も重大な関心を持って情報収集、そして分析を行っておりますが、今現在、この時点で、今の情報の真偽というのが、確認することは困難であります。

いずれにせよ、北朝鮮はこれまでにSLBMを六回発射するなど、その開発を進めてきておられるわけでありまして、これによって弾道ミサイルによる打撃能力の多様化と残存性の向上を企図しているものと考えられております。

防衛省としては、核・ミサイル開発に関する北朝鮮の軍事動向について必要な情報の収集、分析に全力を挙げていく考えであります。先生の御指摘をしっかりと受け止めていきたいというふうに思っております。

○長妻委員 これは、自民党の方も、安全保障を

専門にやっておられる方も、重大なやはり危機感を持ってほしいんですね。いろんなことをやっている団体なんですよ、周辺も含めて。

それで、これは外為法に違反しないのかということも私は疑問なんですね。

日本は二〇一六年二月から、北に日本からの送金、どなたでも現金を持っていくのも駄目になつておりますけれども、北朝鮮に旧統一教会の聖地があるんですね。聖地巡礼ツアーということで、日本から信者が一年間に千人ぐらい行っているのではないのかと。一人幾らかの、具体的金額をおっしゃる方もいますが、ばらばらなんだと思えますが、相当の金額を持参して寄附していくということなんですね。北朝鮮への聖地巡礼ツアー。

今はコロナでツアーは再開されていないという報道がございますが、今、これはちよつと政府にお伺いしますが、仮に宗教的な心、宗教的な目的で北朝鮮に現金を持っていくと、これはやはり法令違反になりますかね、今。

○鈴木国務大臣 外為法を所管をいたしますので答弁させていただきますが、まず、今いろいろな報道ベースの話を生からいただきました。御指摘の報道が存在することは承知をいたしております。

この事実関係は分かりませんが、北朝鮮在住の個人等に対する支払いにつきましては、外為法に基づきまして、二〇一六年二月以降、原則禁止とされているところがあります。仮に、二〇一六年二月以降、日本の居住者が北朝鮮の居住者に対し、当局の許可なく寄附などを含めて支払いを

行っていれば、原則、外為法違反になります。

いずれにいたしましても、外為法の規制の履行状況について、政府として日頃より情報収集、分析に努めておりまして、今後とも更に情報収集、分析に努めていきたいと思っております。

○長妻委員 是非、私もどういうルートかお金の流れは分かりませんが、北朝鮮にお金を持って行って、そこでどなたかが受け取って、教団の会計あるいは関連会社の会計に入って、それが北朝鮮に流れるとなると、多分、直接でないから法律にはいろいろ抵触しないというようなこともあるのかもかもしれませんけれども、しかし、事実上そういうことがもし行われていたら、これはゆゆしきことだと思いませんか、自民党も、安全保障を専門としている方も。ちよつとこれは看過できないですよ、事実とすれば、そういうことが。ですから、是非、緊張感を持って、そういう別の角度からも調査をしていただきたいということをお願い申し上げます。

そして、ちよつと次に入りますが、物価高対策、政府の総合経済対策ですけれども、我が党も経済対策をつくりました。政府はまだ出ておりませんが、ちよつと遅過ぎるんじゃないか。

報道によると、ゼロ歳から二歳までの方に十萬円のクーポン券を渡す、お子さんですね。クーポンというものは、過去、いろいろな手数料がかかって大変な状況になったんじゃないか。それでクーポンをやめた経緯があるんです。

とすると、総理にお伺いするんですが、三歳以上のお子さんには何か、何にもないんですか。

○岸田内閣総理大臣 政府として、お困りになつていらっしゃる方々への支援ということについては、これまでも様々な政策を用意し、重層的にこういった政策を執行しております。

低所得の子育て世帯に対して児童一人当たり五万円を給付することに加えて、九月には、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯にはプッシュ型で五万円を給付しているところです。併せて、地方創生臨時交付金のメニューにおいて、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、学校給食費等の支援など、地域の事情に応じて子育て世帯の支援を行うこと、これを可能としております。また、今般策定する総合経済対策においても、物価高騰、賃上げへの取組として、エネルギー、食料品等の価格高騰への影響により厳しい状況にある生活者、事業者の方々へきめ細かく支援を行っていく。

このように様々な政策を重層的に執行することによって、おっしゃるように、三歳以上の世帯に対しても様々な支援が及ぶように、政府として政策を進めているところであります。

○長妻委員 やはり、直接家計に届くような政策でない駄目だと思ふんですね。我が党の、多分自民党と体質が違うとか特徴は、やはり家計に直接届く。

自民党は、去年の十二月ですか、補正予算を作つて、三十兆ですとどんと出して。しかし、補正予算というのは年度内に終わるのが、執行するのがルールなのに、本予算と合わせて二十二兆円も年度内に終わられないで枠から出ちゃった。見せ

金みたいな話ではなくて、組織に流すんじゃないで直接家計に入れていくというのが私たちの思想の一つなんです。もちろん、事業者は事業者ですけれどもね。

そういう意味では、我が党は、十八歳までの全のお子さんに十万円を給付する。これは今、日本はヨーロッパに比べて、GDP比で子育て、教育予算、半分ぐらいしかないんですよ。二十六位なんです。先進国の中で。

出生率も、もう非常に下がりに下がって、私、ちよつと今年ショックだったのは、出生数が、厚生労働省が堅く見積もっている出生数から七年前倒しで減っちゃったんですよ。七年も早く減っているんですよ。日本は出生率が三十四位、三十七か国中。非常に若者、お子さん世代、子育て世代は疲弊しています。そこにやはり直接届けなきゃいけない。

それと、五万円給付世帯の対象拡大、これは非課税世帯の倍の収入以下の方。そして、六か月間給食費を無償にする。そして六か月後に、またそれを延長するかどうか、我々は考えます。そして、大学や専門学校授業料を減免する。これも六か月。六か月以降はまたその時点で検討して、新たな経済対策を出す。そして、地方創生臨時交付金を変えて、暮らしと地域応援重点交付金を地方に物価対策で出していく。

そして、事業を支えるということで、中小企業のコロナ債務減免を可能にする。インバウンド対応の強化。肥料・飼料価格の安定化対策の拡充。そして、省エネ・再エネ投資。政府が電気代を

安くすると言っているのは、モデル世帯で、一世帯当たり、賦課金をなくすとすれば一か月九百円だけなんです。安くするのは。しかも電気代だけじゃないわけで、いろんなものがあるわけですから、やはり直接給付が重要だと思うんです。

同時に、省エネ家電の更新についても補助金を出す。エコカー普及促進、太陽光パネル等の設置支援などですね。

「生活水河期」を乗り越えるための緊急経済対策、是非参考にしていただきたい。まだ政府は出しておりませんので。

そして、最後にマイナンバーカードの話を上げますが、総理、私もデジタル化はもちろん賛成です。日本は遅れていますから、これはやるべきなんです。一番機微に触れる医療情報が入っている保険証を、再来年の秋に紙の廃止を目指す。保険証の廃止を目指す、どおんとぶち上げました。これは本当に大丈夫なのかということなんです。

しかも、一方で、免許証は廃止しない、こういうことなんです。警察は力が強いという解説が政府の中から出てくるんですが。

総理に是非お考えいただきたいのは、繰り返しですけれども、デジタル化は重要です。ただ、保険証というのは、レセプトの共有化もできるわけですね、御本人の同意で。

レセプトというのは診療報酬明細書で、これは民主党政権のときに一般の方にも手渡しで配るようになっていました。ここの中には薬の情報などが書いてありますが、見る人が見れば、ああ、この

方はこういう御病気だな、この方はこういう疾患を持つているなどというのが分かるような、個人情報の中でも一番機微に触れる情報なんですよ。やはりひもづけするのであれば、私は一番最後にしてほしいんですね、保険証については。なくすというのを、二年後です、目指します、これは乱暴じゃないですかね。それで、免許証はなくしません。

やはりいろんなものをひもづけて、情報は漏れると思います、残念ながら。そして、漏れたときにそれをどんだんだんブラッシュアップしていったら、ほぼ漏れないような状況まで確認して、国民の理解が得たときに保険証を手をつけるという順番じゃないかと思うんですが、総理、いかがですか。

総理、最後もうあと一分しかない。あと一分しかないから、総理だけ。

○根本委員長 国務大臣河野太郎君。（長妻委員「いや、駄目です、駄目駄目。もう一分しかないから。指名していませんから、登録していかないから」と呼ぶ）じゃ、端的に。

○河野国務大臣 保険証の廃止を二〇二四年の秋とゴールを示すことによつて、様々な御意見をいただいております。今お寄せいただいている御懸念や不安を一つ一つ丁寧にクリアをして、御理解をいただいで、ゴールを目指していきたいと思っております。

保険証につきましては、もう既にマイナンバーカードと一体化が進んでおります。

○根本委員長 河野大臣、簡潔に。

○河野国務大臣 免許証については、これから一体化が始まりますので、それから先のことは、その後また申し上げますので、それからおります。

○岸田内閣総理大臣 国民の皆様はマイナンバーカードで受診していただくことで、健康、医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けていただくことが可能になるなど、カードと健康保険証の一体化には様々なメリットがあると思っております。そして、こうしたメリットをより多くの国民、関係者の皆様に早くお届けできるように、カードと健康保険証の一体化を進めるため、令和六年秋の健康保険証の廃止を目指すことといたしました。

そして、委員の方から、情報漏えいに対する心配が指摘をされました。

このカードと健康保険証の一体化による個人情報の保護については、医療機関等と支払基金との間のネットワークを閉域とするなど、高いセキュリティを確保しており、昨年十月の運用開始以来、現在まで、情報漏えい事案、これは一件も生じていないところであります。引き続き、こうしたセキュリティにつきまして万全を期していきたいと考えております。

○長妻委員 これまで終わりますけれども、情報漏えい事案がないというのは、今までひもづけされているものが多くなかったからですよ。漏れまから、情報というのは。一番機微に触れるものについてはやはり万全を期していただきたい。そうでなければ、国民の皆さんは本当に不安が増しますよ。是非、聞く耳を十分持っていたいただきたい

いうことを申し上げて、質問を終わります。
ありがとうございました。